

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和5年12月12日(火曜日)
午前9時30分～午前11時16分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長 田 原 義 寛 副 委 員 長
 荒 山 光 広 委 員 三 好 睦 子 委 員
 秋 枝 秀 稔 委 員 藤 井 敏 通 委 員
 岡 村 隆 委 員 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 長 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 議 事 調 査 班 長
 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 庶 務 班 長
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 志 賀 雅 彦 副 市 長 井 上 辰 巳 市 民 福 祉 部 長
 市 村 祥 二 建 設 農 林 部 長 佐 々 木 靖 司 市 民 福 祉 部 次 長
 中 村 壽 志 建 設 農 林 部 次 長 沓 野 純 枝 市 民 課 長
 岩 崎 敏 行 子 育 て 支 援 課 長 高 須 健 一 農 林 課 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（杉山武志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案9件につきまして審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

なお、執行部及び議員の皆さんには、議案に直接関する内容につきまして、簡潔明瞭な説明と質疑に努められますようお願いいたします。

議長、報告事項等ございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 特にございませぬ。

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。

それでは、審査を始めます。

最初に、議案第93号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは、議案第93号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,571万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,930万8,000円とするものであります。

初めに、歳出について御説明をいたします。

補正予算書の12ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、説明欄001一般被保険者療養給付費において9,545万2,000円を追加しております。

これは、今年度4月から10月までの実績及び11月以降の給付見込額の推計結果による今後の給付費の増額に備えるものであります。

なお、特定財源として県支出金を同額追加しております。

続いて、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、説明欄001一般被保険者高額療養費において5,026万4,000円を追加しております。

これは、一般被保険者療養給付費と同様、給付見込額の推計結果による今後の給付費の増額に備えるものであります。

なお、特定財源として、県支出金を同額追加しております。

続いて4項出産育児諸費、1目出産育児一時金において、国庫支出金として3万5,000円を追加し、財源更正をするものであります。

続いて、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療費納付金分、1目一般被保険者医療給付費分において、県支出金として93万4,000円を追加し、財源更正をするものであります。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

ページを戻っていただき8ページ、9ページを御覧ください。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金において、合計で1億4,665万円を追加するものであります。

内訳としては、説明欄普通交付金として1億4,571万6,000円、特別交付金として93万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

普通交付金においては、歳出で御説明をいたしました、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の追加に伴う財源として、また、特別交付金においては、保険者努力支援交付金及び特別調整交付金の額の確定により、それぞれ追加するものであります。

続いて、5款繰入金、1項一般会計繰入金において、合計で341万9,000円を減額するものであります。

内訳としては、説明欄財政安定化支援事業繰入金において53万1,000円、その他一般会計繰入金において297万円をそれぞれ減額、また、産前産後保険税繰入金において8万2,000円を追加しております。

財政安定化支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金においては、いずれも事業費の額の確定に伴い減額するものであります。

また、産前産後保険税繰入金においては、令和6年1月から出産する被保険者に対し、産前産後期間の保険税の減額措置が始まることに伴い追加するものであります。

続いて、2項基金繰入金、1目説明欄ともに、国民健康保険基金繰入金において7,789万3,000円を減額しております。

これは、令和4年度決算額の確定及び財源更正に伴い、基金からの繰入金を減額するものであります。

続いて6款、1項、1目ともに繰越金、説明欄、前年度繰越金において、令和4年度決算額の確定に伴い8,034万3,000円を追加するものであります。

続いて、10ページ、11ページを御覧ください。

8款国庫支出金・1項国庫補助金・8目、説明欄ともに、出産育児一時金臨時補助金において3万5,000円を追加するものであります。

これは、出産育児一時金の額が本年4月から上げられたことに対し、今年度限り、各保険者に対し、増額分の一部について国庫補助金が交付されることに伴い追加するものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

この療養費とか高額医療費の補正になっておりますけど、昨年の決算を見ますと多くなってるんですけど、被保険者の加入状況を見ますと年々少なくなっているんですけど、5年度がちょっと分からないんですけど、加入者が増えたってことなのか、それとも健康状態が悪化したということなんでしょうか。保険を使う—医療費を使うことが多くなったということなんでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 執行部はこれに係る調査とか済んでおりますか。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

国民健康保険の被保険者の—被保険者数の推移としては、やはり、減少という状況ではございます。ただ、今年度におきましては、5月に新型コロナウイルスの感染症の位置付けが2類相当から5類相当に変わったという—移行したというところもありまして、今年度5月の診療月の実績においては、大分、昨年度と比較して多くなっております。

4年度—4月から10月の医療費の実績を見ましても、昨年度の同時期と比べて、かなり増額している状況でございます。

そういう実績と、今後の11月から3月までを見込んで、現在の額では足りないというところを推計しておりまして、今回、増額を要求しておるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。

そのほか、質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 一般被保険者医療給付とか、高額医療費とか、今の説明、要は、2類——コロナが2類から5類というふうなことで、実際に、医療を受ける人が増えた。それは、去年増えたということなんでしょうけど、それは、額としては約1億4,000万円ですか、結構な額なんですけど、こういうのって、例えば、当初予算に比べてかなり増えたとしても、もう機械的に県のほうから、もうその財源というのは、もういただけるんですか。

そこが——それは、何かやっぱり努力というか、これぐらいに抑えたら、この範囲だったら出すけどもとか、そういう縛りとかはあるんですかね。

これ見ると、増えたとしても、それはもう自動的に県のというか——もともとはこっち側が出してるんでしょうけども、もらえるという気がするんですけど、そこはどのような仕組みになってますか。

○委員長（杉山武志君） 沓野市民福祉課——市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをしたいと思います。

増額した給付費分というのは、県のほうから普通交付金として同額が歳入として入るようになっております。

それは、平成30年に制度改革が——制度が変わりまして、実際に、医療費が必要な部分というものは、普通交付金として同額が入る。その代わり、今度、事業費納付金というのが別に歳出がございますけれども、こちらのほうが医療費の財源となるものでございまして、そちらのほうで、市のほうから県のほうに納める。この金額のほうに、今度、医療費が高くなると、医療費の水準によって計算される部分が高くなってしまいますので、医療費納付金の部分に反映されるというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 確認です。

そうすると、少なくとも、今年度、当初予算に比べてかなり今回みたいに多くなった。それは、当然、もう今の仕組みから自動的に県もっていうか、財源から入

ってくるんだけど、それが、例えば、次年度の事業費とかいうふうなことで、健康保険の税率とかが上がったりというようなことで、結局、地元っていうか、我々のほうで負担するんですよと、こういうことですかね。

だから、要は、その影響が今年度はもうないんだけど、来年とか、あるいはその次、そういうところに反映して、やはり、支出が増えれば負担も増えますよと、こういうことですか。確認します。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） 事業費納付金が、市が医療費を払う上の財源として、県に納付している額になります。

で、事業費納付金の額っていうのは、県のほうから、県内の市町全ての案分といえますか——振り分けが県のほうから通知をされるわけですけども、それに対して、合わせて——その額と合わせて標準の保険料率というものを県のほうが示してまいります。市のほうは、その標準保険料率を参考にして、実際の保険税の率を決めるようにしております。

保険——事業費納付金が高くなれば、当然、調整すべき保険税の率も——保険税の額も高くなりますので、それが高くないように基金を導入したりして、保険税のほうは率を安くしておる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ということは、美祢市だけの問題でなくって、山口県全体、それで来年度の、例えば、保険とかが決まるんで、必ずしも美祢が増えたから、来年また料率も上がるよ、とかいうんじゃないかと、あくまでも全体の動向次第だと、こういうことですね。分かりました。

○議長（竹岡昌治君） 一応、制度が変わったっていうのを、もう1回説明させて。

○委員長（杉山武志君） 制度が変わっているところを説明していただく資料お持ちですかね。

○議長（竹岡昌治君） 30年に変わったやろ、制度そのものが。だから、そこをしっかりと説明しないと……

○委員長（杉山武志君） ちょっとお待ちください。

ここで、休憩をとりたいと思います。55分まで休憩といたします。

午前9時47分休憩

午前9時58分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。

執行部のほうからの資料が準備できたようなので、執行部よりちょっと答弁をいただきたいと思います。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） では、先ほど藤井委員の御質問に対して御説明をいたしました。説明が不足しておりましたので、制度改正の内容について、今、フロー図のほう、お手元に配信をしております。

平成30年度の改革によりまして、制度のお金の流れが変わったものでございます。左側が以前のお金の流れ、右側が現在——30年度以降のお金の流れでございます。30年度以前——29年度までは、市とお金のやりとりについては、国、県、支払基金、連合会等、それぞれ市が行っておりましたが、30年度——30年度以降は、県がその財政運営を担うというところで、国や支払基金等のやりとりを行い、県から市町のほうに——市は県のほうとやりとりをするように変わりました。

先ほど申し上げた保険給付費の支払いについて、全額、県のほうから財政——歳入が入る——歳入されるというふうに御説明しましたが、右の図の中で、青い矢印、市町村というところから上に連合——国保連合会、こちらが医療費を支払うお金の流れでございますが、こちらの保険給付費の支払い、この矢印の額が、今度は県、——都道府県と市町村との間の青い矢印、療養——給付費交付金の交付、この青い矢印で同額が歳入として入るというような流れに変わったというものでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。

○委員（藤井敏通君） どうもありがとうございました。

○委員長（杉山武志君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第93号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは、議案第94号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ390万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,090万9,000円とするものであります。

初めに、歳出について御説明をいたします。

補正予算書の10ページを御覧ください。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄002一般管理業務において390万8,000円を追加しております。

これは、令和6年度に予定されております次期介護——介護報酬改定——次期介護報酬改定等に対応するため、電算システムの変更に係る委託料を追加するものであります。

なお、特定財源として、国庫支出金を195万4,000円追加しております。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

ページを戻っていただき、8ページ、9ページを御覧ください。

3款国庫支出金・2項国庫補助金・6目介護保険事業費補助金において195万4,000円を追加しております。

また、7款繰入金・1項一般会計繰入金・1目その他一般会計繰入金において195万4,000円を追加しております。

これは、先ほど歳出で御説明いたしました電算システム変更委託料に係る特定財源として、事業費の2分の1を国庫補助金として追加し、特定財源を除いた額を一般会計から繰り入れるものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明——お尋ねします。

今の説明の中で、電算システムが変わるということでしたけれど、介護報酬——あの、委託料の件なんですけれど、これは介護報酬が変わるということなんですけれど、どのように変わるんでしょうか。

私の調べたところでは、2対1が今度は3対1の職員分にしかないとかいうのですけれど、そうなんですか。

○委員長（杉山武志君） 三好委員、それは市が決めるもんじゃなくて……

○委員（三好睦子君） 国がね。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。

○委員（三好睦子君） 分かりました。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。

[なし]と呼ぶ者あり]

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 介護保険なんですけど、政府は介護保険利用料を2割の負担を今しておりますけど、この対象をさらに拡大しようとしています。そして、介護保険準備基金を使って——先ほどちょっと質問し忘れたんですけれど、私の計算では、介護保険準備基金が約3億9,000万円に昨年よりも増える見込みなんですけれど、この準備基金を使って、介護保険料安く——第9期ですね、9期は負担を軽くするべきだと思いますので、その意見を述べます。

○委員長（杉山武志君） システムの改修の委託料と関連してないと思うんですが。

○委員（三好睦子君） 補正にはシステム委託料については、そういった介護診療——診療報酬じゃなくて介護報酬が変わるということなんですけど、補正については賛成いたします。

○議長（竹岡昌治君） よう分からん、意味が。

○委員（三好睦子君） 何で分かりません。

○議長（竹岡昌治君） 分からん。もうちょっと明確に言うてや。

○委員長（杉山武志君） このシステムの改修の委託料については賛成ということですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） システムの改修した——内容は賛成できない……委員長。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） システムについては——委託料については仕方がないと思うんですけど、内容については、決算とか予算で反対——意見を述べさせていただきますけれども、今回の補正については賛成します。

それで——それです、先ほど、準備基金が私の計算では昨年より増える見込みなのです——なので、準備基金を使って介護保険料の9期の保険料の負担を軽くしていただきたいという意見を述べます。

○委員長（杉山武志君） それは、本議案にちょっと関係してませんので。

○委員（三好睦子君） 関係するんじゃないですか、この……

○議長（竹岡昌治君） 関係してないわあね。あんたが言うのは美祢市だけが下げるっちゅうん。

○委員（三好睦子君） いや、いや、いや、これ、準備基金にも影響してるんじゃないですか。

○委員長（杉山武志君） いや、今回はシステムの変更委託料ですから、システムをやり替えるっていうですね。

○委員（三好睦子君） この——この予算の中身を見ますと——歳入のところを見ますと増えてますでしょう。それで……

○議長（竹岡昌治君） 何が。増えちよるん。

○委員（三好睦子君） 基——基金が。歳入で国庫支出金と繰入金が増えてますよ。

○委員長（杉山武志君） どの資料を御覧ですかね。

○議長（竹岡昌治君） よう分からんだい。

○委員長（杉山武志君） 今回、議案で上がっている歳入の項目としては、システム改修補助金と職員給与等の繰入金しか上がっておりませんので、その基金に関するものは上がっておりませんが。ですから、基金に関することですか、料金的なことに関しては、別の機会にやっていただけますでしょうか。

○委員（三好睦子君） 分かりました。

○委員長（杉山武志君） では、今、この議案に対しては賛成と先ほどおっしゃられ

たんでよろしいですか、システムの変更。

○委員（三好睦子君） はい。

○委員長（杉山武志君） ほかに御意見等ございますでしょうか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第94号を採決いたします。先ほど、賛成というお話がありましたので、本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号令和5年度美祢市後期高齢者医療——医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは、議案第95号令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,602万2,000円とするものであります。

8ページを御覧ください。

歳入について、4款、1項、1目とも繰越金において、前年度繰越金として54万5,000円を追加しております。

これは、令和4年度決算額確定に伴い、前年度繰越金として追加するものであります。

次のページの10ページを御覧ください。

歳出について、4款予備費へ歳入と同額の54万5,000円を追加するものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第95号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） それでは、議案第98号美祢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

このたびの改正は、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、その中の改正法律である電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が、政令において、本年5月に施行されたことに伴うものであります。

具体的には、この法改正により、個人番号カード内の電子証明書を移動端末設備、いわゆるスマートフォンへ搭載することが可能となっております。

現在、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から印鑑登録証明書を交付しており、これには、個人番号カード内の利用者証明用電子証明書を利用してあります。個人番号カード内の利用者証明用電子証明書をスマートフォンへ搭載した場合においても、印鑑登録証明書の交付を可能とするため、第17条の2多機能端末機による印鑑登録証明書の交付において、個人番号カードの利用に限定せず、自己に係る利用者証明用電子証明書を利用して交付した場合と改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 実は、先週だったかな、印鑑証明を実はここでもらったんで

すよ。

で、今の説明によると、もう、この条例が改正され施行されるようになったら、わざわざ市役所に来なくても、あるいは支所に来なくても、コンビニかなんかでスマートフォンっていうか——で、そういうのもできますよっていう説明だと聞きました。でも、具体的にどうやるんかが、今の説明ではさっぱり分からないんですよ。だから、要は、せっかく便利になっても自分のスマートフォンを、例えば、コンビニか何かに持って行って操作すれば、印鑑証明もその場で受け取れます、っていうことだろうと思うんで、それをもっと具体的に、どうやったら、あるいは何をスマートフォンに登録したら、何々のアプリがあるんだったら、何々のアプリを入れてもらったらそれでっていうか、もう少し、せっかくいいあれなんで、この改正と同時に、具体的に、こういうことができますよっていう、そういう、その何ていうか、周知徹底というか、何か用意していただくと助かるなと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○委員長（杉山武志君） これは、議決後は何か市民周知とかされるんですか。その辺を少し説明されればあれかと思うんですが。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えをします。

今回、条例改正の内容でしたので、それに伴う説明だけにとどめさせていただいております。参考として、そういう周知の方向——方法——スマートフォンへの搭載の仕方等の資料のほうは御準備しておりませんでした。申し訳ございません。今後、改正をいたしましたら、広報やホームページなどを通じて、周知徹底を——に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ぜひ、よろしく申し上げます。

で、もう1つ、すいません、ちょっと確認なんですけど、ここで言われてる個人番号カードっていうのはマイナンバーカードのことですか。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、こちらのほうに示してある個人番号カードというものは、いわゆるマイナンバーカードと同一のものでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

先ほどの説明では、スマホに搭載する手段——するということでしたけれど、スマホに搭載する、しないは自由なのでしょうか。それと、また、従来の方法での印鑑証明も発行できるということでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

1点目の御質問ですけれども、個人番号カード内の——に搭載されて、記録された利用者証明用電子証明書でございますが、個人番号カードを——も任意の——任意で取得いただくものというふうになっておりますので、強制という——強制というか、必ずというところではございません。

それから、2点目の印鑑証明書ですが、従来のとおり、窓口での請求においては印鑑登録証明書、こちらのほうを御提示いただいて、交付をさせていただくものとなっております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 印鑑証明——印鑑証明っていうことは、本当に自由の——重大な——大変大切なことなんですけれど、この、先ほどの——何——説明の中の2ページのところの新旧現行と改正案とあるんですけれど、現行のほう見ますと、個人番——マイナンバーカードですね、この利用——を利用して、暗証番号、その他必要な事項を入力することによって、っていうことが改正案では消えておりますけれど、ということは、マイナンバーにこれを搭載したの——すいません、スマホにこうやって搭載した——スマホがあつて、この印鑑証明と、この利用者証明書、電子証明、これの中にそのしてる場合や——の場合ですね——入れた場合ですよ、事故ということが起こるんじゃないかと思うんですけれど、うっかり物を置いたり、忘れたり、無くし——無くしはしないでしょうけど、置き忘れしたりした場合に、事故のことも考えられますけど、そういった事故とかは、どうなっ——絶対にないとは言えるのか、言えないのか。事故の対応についてお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 利用者の方が、ここ改正案で、当該端末の操作を行うこと

により、ってあるんで、それが、その暗証番号ですとか、そういったことに該当すれば、厳正に取り扱われると思うんですけど、そういった意味合いのものかどうかを含めて、ちょっと御答弁いただけますでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 委員長、ちょっといいですか。

○委員長（杉山武志君） 議長。

○議長（竹岡昌治君） この条例案は、多機能端末機による印鑑証明であって、印鑑証明総体じゃないですね、一部だけを改正しようという条例改正ですので、今、三好議員の質問も、無くした場合は、とかって、それはもう全部自己責任だと思えますし、それから、この便利さというものはリスクが絶対にあるものでありますから、もうこれは問候を開けただけですから、御自由に選択はできるはずですから、その辺まで議論をする必要があるかどうか、っていうのは、ちょっと私も疑問に思っていますがね。

○委員長（杉山武志君） 利便性を高める条例改正ということでよろしいですか、三好委員、三好委員。

○委員（三好睦子君） 無くすることがあるので、その対応についてお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと待つてね。あなた、車に乗ったら事故が起きるかもしれないという議論と一緒に話よ、やりよるのは。それ、今、条例改正にはその話じゃないでしょう。

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

この印鑑証明というのは本当に大切なものです。それを、そのDXで何でも便利になるということは、反面いいかもしれませんが、その危険もリスクも伴うし、ましてや、この印鑑証明ですね、本当に財産がどうなるかという車の保険の——車の車検の時も必要でしょうけど、財産を動かすときも印鑑証明必要になると思うので、極めて危険なこの改正には、マイナンバー使った印鑑証明の改正って——マイナン

バーを使ったこの条例には反対いたします。

市民の財産を守るためにも、こうするべきではないと思います。

○議長（竹岡昌治君） 誰か、賛成意見は……

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 三好委員は、マイナンバーカード使ったり、あるいは端末でやったりというふうなことは、危険——リスクがあるというお話ですけれども、結局、言わん——三好さんが——三好委員が言われることは、要は、全て新しいことは、というか、便利なことは、もうリスクがある限り何もするなというふうなことを言われてることだと思っんですよ。

一方で、行政はもう忙しくて忙しくしょうがないというふうなことを、何とかせいということも言われてますよね。

要は、本当に従来の業務をそのままいろんな業務減らすとか、こういうことはできないんですよ。だったら、いろんな便利なことを導入することで、省力化を図るとかいうことを積極的にしていかないと、何て言うか——例えば、人口減少にも対応できませんし、もっと、やはり、効率的にいろんなものやって、作業量を減らすとかいうふうなことも、積極的にやはりやっていかんといかんと。

確かに新しいことをやるならば、ということになれば、リスクはあるかもしれませんが、それは、できるだけ（ミリマム）にするという、要は、やることとやらんことの——どう言いますか、やることで、プラスになることや、やることにマイナスになると考えて、1でも2でもプラスになるんだったらやるべきだと思っんですね。そういう意味で、今回反対されますけれども……

○委員（三好睦子君） 委員長、（聞き取り不可）馴染みませんが、いいんですか。

○委員（藤井敏通君） 反対——何で馴染まないんですか。何が馴染まないんですか。

○委員（三好睦子君） 私がどうのこうのっていうことじゃなくて、自分の意見を言われたから。

○委員（藤井敏通君） だから、今言ってますよ。

○委員（三好睦子君） でも、三好がどうのこうのって言うてやから。

○議長（竹岡昌治君） いや、ええじゃない。どうぞ、続けてください。

○委員（藤井敏通君） いいですか。

だから、これに——本件についても、僕は非常に利便性が上がると。私は、印鑑

証明を本当にスマホで、コンビニできるんだったら助かりますし、そういう意味では、ぜひ、これを推進されることを賛成いたします。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第98号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手する者あり〕

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。

挙手多数であります。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。杓野市民課長。

○市民課長（杓野純枝君） それでは、議案第100号美祢市国民健康保険税条例の一部改正について御説明をいたします。

このたびの改正は、本年5月に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、改正法律の中で、国民健康保険法と同様、地方税法が改正となり、政令により、国民健康保険税の減額の基準が追加されることに伴い、所要の改正をするものであります。

改正の概要は、国民健康保険税の納付義務者、またはその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合、または出世——出産した場合には、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものであります。

条例の改正においては、国民健康保険税の減額基準を定める第23条に第3項として減額する額を定める一項を加え、また、出産被保険者に係る届出の規定を第24条の3として、新たに1条を加えるものであります。

減額する額は、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額として算定した年額の12分の1の額に、出産の予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの期間にかかる月数を乗じて得た額であります。

また、出産後に届出た場合は、出産の日の属する月の前月から出産月の翌々月までの期間に読替えて得た額となります。

なお、この条例は令和6年1月1日——1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） はい、説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第100号を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号美祢市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） それでは、議案第102号美祢市営住宅条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、美祢市営住宅長寿命化計画に基づき、大嶺町西分祖父ヶ瀬団地の住宅を解体するため、美祢市営住宅条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、次のページ的美祢市営住宅条例新旧対照表を御覧ください。

団地の住宅の解体戸数は、祖父ヶ瀬団地5戸となります。

これに伴いまして、美祢市営住宅条例第3条第2項別表第1に規定する団地の戸数を8戸から3戸に改正します。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑……藤井委員。

○委員（藤井敏通君） この祖父ヶ瀬団地っていうか——がどうなのか、実際に見

てないんで、あくまでも想像というか——申し訳ないんですけども、8戸を3戸にというか、多分、同じ時期に、同じような形というか——で造られたと思うんですね。

それで、もう、かなり寿命が来てっていうか——あるいは、誰も入居者がいらっしやらないということで、8を3に減らされるんだと思うんですけども、この、まず残った3戸ですけども、これも、やはり本来ならば、もうかなり老朽化して、取り崩さ——取り崩すほうがいい——いいとかいう状況じゃないのかな、と想像するんです。そうすると、この3戸残された、これの今後の取扱いというか——は、どのようにお考えでしょうかね。多分、もう住んでの方がいらっしやるか何かで、っていうことなんでしょうけれども、古いんであればできるだけ、例えば、ほかに移っていただいて、とかするのでも1つの考えじゃないかと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

この祖父ヶ瀬団地ですが、今8戸残っております。その中に道路が——宅内道路がございまして、8戸と3戸に分かれた状態で道路が接道してるわけがございまして、

○委員（藤井敏通君） 5戸と3……5戸と3戸じゃないの。8戸と3戸で分かれているの。

○建設農林部次長（中村寿志君） すいません。5戸と3戸です。すいませんでした。

5戸と3戸で分かれておりまして、1団地の5戸のほうをこのたび解体するわけですが、道路を挟んだ反対側に3戸まだ残っております。3戸のうち2戸は入居まだされております。

したがいまして、入居を——退去された暁には、残りの3団地を一斉にといいますか——一緒に解体する、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） この8戸、確かに道路で隔てられてるかもしれませんが、建てたときとか、あるいはその傷み具合とかいうのは、今回、解体されようとされる5戸と多分同じぐらいじゃないかと思うんですけども、そういう意味で、確かに入居されてますけれど、ほかの同じような団地とかが空いとるのがあれば、そち

らに、例えば、移っていただいて、もう、この残りの3戸は、この同じ、この時期に一斉に取崩して更地にするっていうふうなことは、お考えではないのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

老朽化が進んで、耐用年数も過ぎている住宅につきましては、今、空いてるところについては入居できないっていいですか——もうそこは抽選会にも入れておりません。いわゆる、老朽化が進んでいるので、政策空き家として入居をできないような形で進んでおります。

このたび、老朽化が進んでるところ、まだ入居されているというところですが、移る——新たな程度のところに移っていただくということも——ことについては、市営住宅は基本的には移るということはできませんが、移った場合は、家賃がやっぱりそれ相当の立地条件、あるいは部屋の大きさ、それと、年数等が加味される家賃になっておりますので、家賃がやっぱり上がることに対しての抵抗というのは、やはり持たれると思ひ——思われます。

したがいまして、今、住まれてるところにずっと住み続けてらっしゃるということです。基本的には、すいません——基本的には移ることはできないんですけど、もし移るということになっても、家賃がやっぱり変わりますので、そういったところの考え方——入居者の方の考え方っていうのも考慮しないといけないとは思っております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） もう1つ、お聞きしますけど、今回解体される5団地のその解体された後の何か利用というか、それはお考えになってるんですか。それとも、やはり古くなって、そのまま放置するのは危険やし、正直、景観も悪いということで、取りあえずは更地にするということなんでしょうか。もし、跡利用とかいうのが具体的にあって、その横の3戸もひっくるめての何か利用があるのであれば、政策的に移っていただくっていう、若干、家賃の差とかは、市のほうで面倒見るとかいうのも選択肢としてはあると思うんですね。

お聞きしたいのは、この解体して、跡地の利用は何かあるのか、あるいは全くないのであれば、逆に言えば、わざわざ解体し——のための費用を使わんでもそのま

ま置いとってもいいんじゃないかと。そこはどうお考えですか。

○委員長（杉山武志君） 中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村寿志君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

現時点での跡地の利用についてはございません。しかしながら、整地した後、土地利用については、普通財産という形にしまして、売却するなり、いろんな手法を今から考えてまいりたいと思っております。

やはり、老朽化しておりますので、周辺への影響——悪影響がございますので、なるべく不要な、といいますか——危険な市営住宅については、早期な解体、これを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案102号を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

ここで1時間近くたちましたので、10分間休憩をとりたいと思います。

50分からの再開といたします。よろしく申し上げます。

午前10時42分休憩

午前10時52分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。

次に、議案第105号美祢市児童クラブの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） 議案第105号美祢市児童クラブの指定管理者の指定についてを御説明いたします。

これは、現在、伊佐児童クラブの指定管理者として、伊佐桜っ子クラブを指定しておりますが、令和6年3月31日をもって指定期間が満了となります。次期指定管理者の候補者の選定に当たりましては、利用者と施設の管理者との間の継続的な信頼関係に、特段の配慮は必要であるという点から、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て、募集は非公募とすることを決定し、地域で積極的に活動されている現在の指定管理者の桜っ子クラブを2回目の候補者選定委員会を経まして——選定審査会を経まして、候補者に選定したところです。

つきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、伊佐桜っ子クラブを指定管理者として再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものです。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。4ページの組織図を見ますと、この指導員の件ですけれど、指導員常勤が1人で、市のパートの指導員が5人ということになっておりますけれど、この指導員の配置なんですけれど、これには基準があるのでしょうか。伊佐グループのグループ25人ですけど、何人までは常勤を置かなければいけないとか、その基準があるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） 配置基準につきましては——失礼しました。

三好委員の御質問にお答えいたします。

通常の平時の放課後児童クラブの運営につきましては、常勤が1名、あとパートさん1名で対応しているところでございます。長期の休みになりますと、常勤の支援員、資格員を持っているパートが2名、資格員を持っている支援員が2名入りまして、あとパートの補助員も交代で入っていただきながら、対応してるところです。ちょっとすみません。常時の人数については、まちまちで動いてるというふうに認識しております。

で、この6名のうちですね、支援員、有資格者の支援員が2名補助員ということ

で——有資格者の支援員が4名、補助員が2名ということで今運用してるところで
ございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） どこの事業所でも常勤の指導員さんは置いておられるんです
か。

○委員長（杉山武志君） 岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） この伊佐児童クラブが運営していますほかの児童
クラブにつきましても、常勤の委員さんは——常勤の支援員さんはいらっしゃると
ころです。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 指導員の中には、本当に仕事が大変で、指導員の賃金の支払
いとか年末の源泉徴収の作成とか、事業計画とか、決算書提出するとか、いろいろ
な作業がたくさんあるのですけれど、このときに困られたっていう、いろんな問題
が起きたときには、そちらのほうに連絡すれば対応していただけるっていうことで
しょうか、確認です。

○委員長（杉山武志君） 今回は指定管理者としてこの団体がいかがかっていう議案
ですよ。

○委員（三好睦子君） 分かりました。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第105号を採決いたします。本案について、原案のとおり決する
ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案の

とおりの可決されました。

次に、議案第106号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。高須農林課長。

○農林課長（高須健一君） それでは、議案第106号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定について御説明いたします。

2ページから4ページに指定管理者となる団体の概要及び指定管理者候補者の選定経緯として資料をお示ししております。

現在、美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理につきましては、八代ぬくもりの里を指定管理者として指定しておりますが、令和6年3月31日をもって指定期間が満了となります。

この施設は、地域住民が、農業及び農作物を通じて、都市住民との交流を促進するとともに、地域コミュニティ活動及び文化、教育、芸術の振興を図り、もって、美祢市の活性化に寄与することを目的といたしまして、平成20年4月に、美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターとして開館した施設でございます。施設の管理運営は、平成19年11月に地域住民により立ち上げられました八代ぬくもりの里を指定管理者として指定し、現在に至っているところであります。

以上のことから、当該施設の管理を目的に設置された団体であること、また、供用開始当初から培われた管理運営のノウハウがあることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号の規定を適用いたしまして、非公募の選定方法により、選定審査会の選定結果を踏まえ、八代ぬくもりの里を指定管理者候補者として選定したところでございます。

なお、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

つきましては、地方自治法第144条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第106号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定期間の延長についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） 議案第107号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定期間の延長について御説明いたします。

現在、美祢市立豊田前保育園は、紫光会を令和6年3月31日までの期間、指定管理者として指定しております。

園舎は、美祢市社会復帰促進センターの敷地内御注連会館2階に設置されており、園舎がある2階は、建物使用貸借契約により、平成23年4月1日から令和7年3月31日までの期間、市が建物所有者である民間事業者から無償で借受けておりますことから、令和7年3月末をもって、契約期間が満了となります。このことから、次期の建物使用貸借契約に係る協議期間が必要となること、さらに、建物の使用貸借期間の始期と指定管理者の指定期間の始期を合わせることから、審査会を経まして、指定期間を1年間延長することとしております。

つきましては、令和6年3月31日までの現行の指定期間を1年間延長したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものです。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

園児の方は何人いらっしゃるのでしょうか。

それと園児の給食、へき地保育所なんですけれど、給食はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

- 委員長（杉山武志君） それは、指定管理と関係がありますでしょうか。
- 委員（三好睦子君） 中身を聞いたらいけませんか。
- 委員長（杉山武志君） 今回の議案は、指定管理期間の延長ですので。
- 委員（三好睦子君） でも、園児の人数とかも関係するんじゃないでしょうか。
- 委員長（杉山武志君） どう関係いたしますでしょうか。
- 委員（三好睦子君） 1人か、10人か、15人かとか。
- 委員長（杉山武志君） 1人であろうが、10人であろうが、延長とはかかわりがな
いと思うんですが。
- 委員（三好睦子君） そんなこと言われたら何も質問できませんけれど。
- 委員長（杉山武志君） 議長。
- 議長（竹岡昌治君） 委員長が当初に申しあげましたように、議案に基づいて簡潔
に質問してほしいという注意事項があったと思うんですね。議員の責務として、資
質向上を図っていただき、審査においては、十分調査された上で質問していただき
たいと、このように再度申し上げたいと思います。よろしくお願いします。
- 委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。
- 委員（三好睦子君） 今の質問については、後で担当の方にお尋ねいたします。
- 委員長（杉山武志君） ありがとうございます。そのほか質疑はございませんでし
ょうか。藤井委員。
- 委員（藤井敏通君） 今回は、現在の無償の使用貸借の契約が来年の7月の30日
ですか、切れるんで、そのあとどうするかという、例えば再契約するかどうかとい
うことを今から調整せんといかん。時間がかかるんで、その分は延長したいとい
うことですけれども、1年でっていうか、次の契約、これがきちんと決まるとい
う何かめどというか、あるいは本当に再契約をして、さらにへき地の保育所を継続しな
ければならないっていうか、その辺はどうなんですか。単純に1年間延長します
っていうか、その間に、さらにちゃんと契約を結びますということですが、本
当に契約後も続けるのかどうなのか。それは、さっき三好委員が言われたように、園
児の数にもよると思いますし、そこは、一旦延長するんだけど、どういう交渉をし
ようと、今後についてはどういう交渉を考えてらっしゃるのか、お聞きします。
- 委員長（杉山武志君） 岩崎子育て支援課長。
- 子育て支援課長（岩崎敏行君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

豊田前保育所が入っております、御注連会館につきましては、まず、復帰センターのほうでPFI方式という方式で建設をされておりました、その中でBOTという方式をとられています。民間事業者が施設を建設して、維持管理をして運営をします。で、事業終了後に、公共施設等の管理者に、施設所有権を移転するという事業方式でございます。その期間が、2025年3月末までというところになっておりますので、まずそこで、一旦、施設所有者のほうに戻るということになると思います。で、その後も、一応当市のほうとしましては、へき地保育所として豊田前、御注連会館の中で、豊田前保育園を運営していくというところを考えておるところでございます。

このたびの指定期間をまた5年間延長して再認定してしまいますと、また、そこで期間の間にそういう契約の協議事が出てくる可能性がありますので、子育て担当課としましてはその始期を合わせるということで、1年間延長するというところで、議案として提出しているものでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今のお答えを、要はこの、何て読むんか、よう読まんのですけども、御注連会館というのは、要はこれは国の施設であるということですね。だから、使用貸借期間が来年の3月31日までということなので、そこで、一旦、国に返すっていうか、それからどうするかっていうふうなことを、復帰センターのほうでは、どういうふうに、じゃあそこは考えられてるんでしょうかね。

要はもう、今、使用貸借で貸してるけれども、使用貸借ですから、今でも必要があれば契約を解除して、すぐにもう所有者が使うということはできますけれども、何か、所有者のほうの意向っていうのももう確認されてますか。来年以降、次っていうことについては。ごめんね、ちょっと混乱してるかもしれない。

要は、来年の3月31日で、一応使用貸借の期限になるんで、改めて、市としては、へき保育所として、引き続き、まず、使用貸借で使いたいという意向なんだけども、要は、所有者のほうの意向が今現在まだはっきり分からなくって、1年間かけ——1年——今からかけて調整するという話なんだけど、要は、こちらの意向はもう先方のほうにちゃんと話をして、一応何らかの返事というか意向は聞かれてるかっていうことです。

○委員長（杉山武志君） ここで暫時休憩をとります。

午前11時11分休憩

午前11時15分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。執行部よろしいですか。岩崎子育て支援課長。

○子育て支援課長（岩崎敏行君） 藤井委員の御質問にお答えします。

この期間終了後の建物使用貸借の契約に係ることにつきましては、市の意向につきましては、国のほうに伝えておるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第107号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案9件の審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから所管事項について何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時16分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月12日

教育民生委員長